

分析評価の受委託業務に関する約款

第1条（目的）

この分析評価の受委託業務に関する約款（以下「本約款」という）は、委託者から大地化成株式会社（以下「大地化成」という）が受託する分析評価の業務（以下「本業務」という）を遂行するにあたり、委託者と大地化成との間で締結される個別契約を円滑に履行するために、共通の必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（適用）

1. 委託者及び大地化成は、次条に従い締結される個別契約によるほか、本約款に従って契約を履行するものとする。
2. 前項の場合において、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先的に適用されるものとする。

第3条（個別契約の成立）

本業務の受委託に関する個別契約は、次の各号のいずれかに該当する時点で成立するものとする。なお、委託者及び大地化成は、分析業務見積依頼書、見積書、注文書(分析業務の委託書)ならびに承諾の確認等について、書面に代えて電磁的記録（メール添付の電子ファイル等）での確認を有効とすることに合意し、電磁的記録を受領して内容を確認した旨を受領者側から送信者側に確認した旨の連絡をすることで、書面での受領に代えることができるものとする。

- (1) 委託者からの注文書(分析業務の委託書)による申込に対し、大地化成が受託を承諾したことを委託者に通知した時点
- (2) 委託者からの電子メールや電子メールに付帯した改ざん防止されたポータブル・ドキュメント・フォーマット（以下、PDF と略す）などの電子ファイル等により、委託者と大地化成の両者にて電磁的記録が残る形により実施された申込に対し、大地化成が受託を承諾して委託者に通知した時点。

第4条（信義則）

委託者及び大地化成は、相互の信頼に基づいて互いに協力して信義を守り、誠実に個別契約を履行するものとする。

第5条（委託料）

1. 本業務の委託料は、個別契約で定めた料金とし、大地化成は、原則として大地化成が本業務の結果を委託者に報告した後、速やかに委託者に請求書を提出する。
2. 委託者は、個別契約に記載された支払期日までに、大地化成が指定する銀行口座に振り込むことにより委託料を支払う。当該振込に係る銀行手数料は、委託者が負担する。

第6条（秘密保持）

1. 委託者が本業務の実施のため、大地化成に提供・開示した試料及び当該試料に関する技術情報（以下、「委託者からの開示情報」という）については、大地化成において本業務の遂行に必要な職員にのみ開示され、本業務遂行以外の目的には使用されないものとする。

また、委託者からの開示情報に加え、委託者から大地化成に本業務を依頼された事実、本業務を実施した結果ならびにその他本業務遂行にあたり知り得た委託者の営業上、技術上の情報（以下総称して「秘密情報」という）について、委託者の書面による事前同意なしに、

大地化成は第三者に開示または漏洩しないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する秘密情報についてはこの限りではない。

- (1) 委託者からの秘密情報の提供または開示を受けた時点において、大地化成が既に保有していた情報。
 - (2) 委託者から秘密情報の提供または開示を受けた時点において、既に公知となっていたか、あるいは当該秘密情報の提供または開示後に大地化成の責めによらず公知となった情報。
 - (3) 大地化成が正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報。
 - (4) 大地化成が独自の開発活動を行った結果取得した情報。
2. 前項の規定にかかわらず、大地化成が本業務の全部または一部を第三者へ委託することについて、委託先と大地化成との間にて合意されている場合には、大地化成は秘密情報を当該再委託先へ開示できるものとする。但し、大地化成は大地化成が前項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を当該再委託先に対して負担させる義務を負うものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、大地化成は、法令または裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他大地化成を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則もしくは命令に従い、必要な最小限度の範囲、方法において秘密情報を公表し、または開示することができる。ただし、大地化成は、かかる公表または開示を行う場合は、その旨を、原則として事前に、やむを得ない場合には事後遅滞なく、委託者に対して通知するものとする。
4. 本条の各規定は、個別契約が締結された場合、分析結果報告書の提出後5年間を経過するまで有効とする。

第7条（本業務の着手と結果報告）

1. 大地化成は、原則として委託者と協議して定められた期間内に、本業務の結果を分析結果報告書として、委託者に報告するものとする。
2. 本業務の着手は、次条に定める本業務に使用する試料が、委託者から大地化成に提供され、到着した時点から開始するものとする。
3. 大地化成は、第1項に定める分析結果報告書の写しを控えとして作成の上、委託者への報告書の提出後、3年を経過するまでの間、これを保管するものとする。
4. 個別契約で定めた期日あるいは委託者と大地化成の両者協議の上で定めた期日までに、本業務の結果を大地化成が委託者に報告できないと見込まれる場合、大地化成は、事前に分析結果報告書の提出が期限よりも遅延する旨を委託者に連絡し、委託者の同意を得て期日を延長するものとする。

第8条（試料等の提供、返却）

1. 委託者は、本業務の開始に際して、個別契約で定められた本業務遂行に必要な試料及び委託者からの開示情報等を大地化成へ提供する。
2. 大地化成は、前項の試料を善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管し、本業務の終了後は速やかに委託者へ返却するものとする。但し、予め両者間で処分方法を取り決めた場合においては、その取り決めに従うものとする。

第9条（免責）

1. 大地化成は、天災地異、その他の大地化成の責に帰する事のできない事由により本業務の遂行が困難となった場合、これによって生じた委託者の損害を補償する義務を負わないものとする。

2. 委託者は、本業務の結果を利用することができるが、委託者が本業務の結果を利用することにより生じた損害について、大地化成は、一切の責任を負わないものとする。
3. 前項の定めにかかわらず、大地化成の本業務の実施方法に過失があったと認められる場合、大地化成は、委託者と協議の上、以下のいずれかの方法により必要な補償をすることとする。

- (1) 大地化成の自らの費用負担により、依頼された本業務を再実施すること。
- (2) 委託者が蒙った損害について、委託者から支払われた委託料の範囲内で大地化成が補償すること。

4. 本業務の遂行と結果について、いかなる第三者の知的財産権に抵触しないことを大地化成が保証するものではない。

第10条（成果の帰属）

委託者及び大地化成は、本業務に関して発明、考案、ノウハウその他の知的財産権の目的となるものが生じたときは、速やかに相手方に通知し、権利の帰属及び取扱いについて協議する。但し、委託者からの開示情報や試料に関係なく、大地化成独自の技術により得られた発明、考案、ノウハウその他の知的財産権については、この限りではない。

第11条（個別契約の変更・解約等）

1. 委託者及び大地化成は、個別契約の履行が困難な事態が生じた場合、両者協議して同意を得た上で、個別契約を変更または解約することができる。その場合の本業務の委託料については、両者協議の上で相当と認められる金額に見直しするものとする。
2. 委託者または大地化成は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めてその是正を書面で催告したにもかかわらずその違反が是正されなかったときは、本契約の全部または一部を解除することができる。
3. 委託者または大地化成は、相手方に次のいずれかの事由が生じた場合には、何らの催告を要せず、書面による通知をもって本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 自ら振出し、引き受けた手形または小切手の不渡り処分
 - (2) 破産、民事再生、会社更生、特別清算手続開始の申立
 - (3) 監督官庁から営業停止もしくは営業免許または営業登録の取消しの処分を受けたとき
 - (4) 前三号のほか、相手方による本契約に定める義務の履行が著しく困難であると認められる事由が生じた場合
4. 前二項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第12条（譲渡禁止）

委託者及び大地化成は、本契約上の権利義務または本契約上の地位の全部もしくは一部を、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に譲渡、移転その他の方法により処分してはならないものとする。

第13条（協議・紛争解決等）

1. 本約款に定めのない事項または本約款の各条項に関して疑義が生じる場合、両者誠意をもって協議を行い、その解決をはかるものとする。
2. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約に起因または関連して生じた紛争については、両者で誠実に協議することによりその解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大地化成の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（有効期間）

本契約の有効期間は、第3条に基づき個別契約が成立した日から、第5条第2項に基づき委託料の支払が終了した日までとする。但し、第6条（秘密保持）、第9条（免責）、第10条（成果の帰属）、第12条（譲渡禁止）、及び第13条（協議・紛争解決等）の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

以上